

令和5年度障がい福祉サービス事業所等、障がい児 通所支援事業所等の実地指導の実施状況について

令和5年度実施状況

【指定障がい福祉サービス事業所等、指定障がい児通所支援事業所等】

- 1 実施時期 令和5年7月～令和6年2月
- 2 実施数 105事業所等

人員に関する基準

- 従業者の員数

設備に関する基準

- 設備に関する基準

変更の届出等

- 変更の届出等

給付費の算定及び取扱い

- 各種加算

運営に関する基準

- 身体拘束等の禁止
- 虐待等の禁止
- サービス提供の記録

運営に関する基準：

- 個別支援計画の作成
- 勤務体制の確保
- 内容及び手続の説明及び同意
- 介護給付費等の額に係る通知等
- 契約支給量（契約内容）の報告等
- 掲示
- 運営規程
- 記録の整備
- 定員の遵守
- 工賃の支払・賃金
- 非常災害対策
- その他

1 運営に関する基準

(1) 身体拘束等の禁止

【指摘項目】	【留意点】
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない その結果について、従業員に周知徹底を図っていない	<ul style="list-style-type: none">・ 令和4年4月1日から義務化・ 身体拘束適正化委員会は、少なくとも1年に1回は開催すること・ 定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施すること
<u>身体拘束等の適正化のための指針を整備していない</u>	
従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない	
【重要】	
身体拘束等の適正化を図る措置（①身体拘束等の記録、 ②委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施 ）を講じていない場合 身体拘束廃止未実施減算 が適用となります	

(2) 虐待等の禁止

【指摘項目】	【留意点】
虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催していない その結果について従業者に周知徹底を図っていない	<ul style="list-style-type: none">・ 令和4年4月1日から義務化・ 虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催すること・ 定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施すること・ 虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること
従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施していない	
虐待防止対策の委員会や研修を適切に実施するた めの担当者を置いていない	

(3) サービスの提供の記録

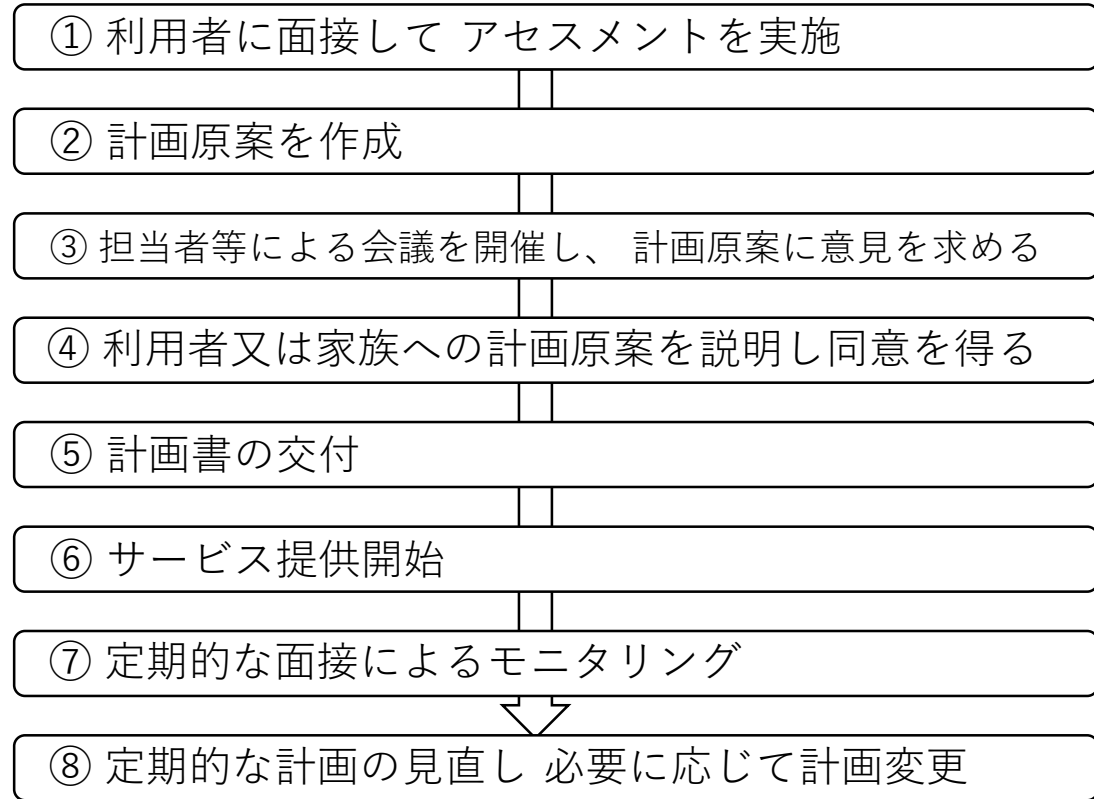
【指摘項目】	【留意点】
<p>サービスを提供した際、<u>提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の必要な事項を都度、記録していない</u></p>	<p>サービス提供記録に必要な事項を漏れなく<u>都度、記録すること</u> ※入所系施設・事業所は後日一括記録可</p> <p>特にサービス提供実績記録票を使用している場合は<u>左記の事項が漏れなく記載されていることが必要です</u></p>
<p>記録に際しては、<u>支給決定障害者等からサービスを提供したことについて確認を受けていない</u></p>	<p>サービス提供記録について<u>本人の同意を得ること</u></p>

(4) 個別支援計画の作成（書類の交付）

【指摘項目】	【留意点】
<u>個別支援計画の原案の作成、作成に係るモニタリングの記録、会議の記録がされていない</u>	原案を上書きして計画を作成したため、原案が残っていないということがないようにしてください。
個別支援計画の原案の内容を利用者及びその家族に対して説明し、文書により同意を得ていない	個別支援計画の原案に記載する事項として、 <u>特に以下に記載する欄がない場合が多くありましたので、</u> ない場合は様式の手直しが必要です。
<u>個別支援計画の原案の内容について、記載すべき事項が記載されていない</u>	<ul style="list-style-type: none">・利用者及び<u>その家族</u>の生活に対する意向・生活全般の質を向上させるための課題・サービスを提供する上での留意事項等

(4) 個別支援計画の作成 (流れ)

「個別支援計画作成の流れ」



※ 訪問系サービス（保育所等訪問支援を除く）は上記と異なり、 計画原案や担当者会議の招集等は必要ありません。詳細は基準条例を参照してください

(5) 勤務体制の確保

【指摘項目】	【留意点】
事業所ごとの従業員の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にしていない	事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、 <u>常勤・非常勤の別</u> 、管理者との兼務関係を明確にすることが必要です
ハラスメントの方針を明確化し、従業員への周知・啓発、相談体制の整備を行っていない	

(6) 内容及び手続の説明及び同意

【指摘項目】	【留意点】
重要事項説明書に必要な事項の記載がない	重要事項説明書に必要な事項 運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、 <u>提供するサービスの第三者評価の実施状況</u> について、必ず記載すること ※ <u>第三者評価は実施していない場合もその旨記載が必要です</u>

(7) 介護給付費等の額に係る通知等

【指摘項目】

法定代理受領により市町村から介護給付費等の支給を受けた場合には、利用者等に対し介護給付費等の額を通知すること

(8) 契約支給量（契約内容）の報告等

【指摘項目】	【留意点】
利用契約後、該当市町村へ報告が行われていなかった	【受給者証に記載すべき事項】 事業者及び事業所の名称、サービスの内容、提供する月当たりのサービス提供量、契約日
サービス提供を開始及び終了した際並びに変更があった際に、市町村へ報告していない	
受給者証に、サービスの内容や契約支給量など記載が必要な事項が記載されていない	

(9) 掲示

【指摘項目】	【留意点】
必要な事項を掲示していない	<p>【必要な掲示物】 運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、<u>提供するサービスの第三者評価の実施状況等</u>を事業所の見やすい場所に掲示すること</p>

(10) 運営規程

【指摘項目】	【留意点】
運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を記載していない	<p>【虐待の防止記載例】 <u>令和4年4月1日義務化</u> 第〇〇条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。</p> <p>(2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。</p> <p>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。</p>
運営規程と重要事項説明書の記載内容が異なっている	「職員体制」や「利用者から受領する費用」など、変動しやすい内容について指摘になりやすくなっています

(11) 記録の整備

【指摘項目】	【留意点】
従業者、サービス提供等に関する記録を整備していない	【サービスを提供した日から、 <u>少なくとも5年以上</u> 保存が必要なもの】 個別支援計画、サービス提供の記録、支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録、身体拘束等の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

(12) 定員の遵守

【指摘項目】	【留意点】
定員を超える日が散見されるため、定員の見直しを検討すること	災害、虐待、その他のやむを得ない事情がある場合を除き、定員を超えてサービスの提供を行ってはありません

(13) 工賃の支払・賃金

【指摘項目】

【就労継続支援B型】

年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、目標工賃月額及び前年度に利用者に支払われた平均工賃月額の実績について、利用者に周知していない

【就労継続支援B型】

工賃支給の算定根拠が明確になっていないので、工賃規程を定めるなど明確にすること

(14) 非常災害対策

【指摘項目】	【留意点】
消防計画で規定された回数の消火訓練及び避難訓練を実施していない	<ul style="list-style-type: none">・ 計画の策定・ 関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練等の実施

(15) 水防法関係

【指摘項目】

浸水想定区域に立地した要配慮者利用施設であるので、避難確保計画を作成し、市に届け出ること

2 変更届（障がい福祉サービス事業所等）

1	事業所（施設）の名称	13	運営規程
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）	14	事業所の種別（併設型・空床型の別）
3	事業者（設置者）の名称	15	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員
4	主たる事務所の所在地	16	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
5	代表者の氏名及び住所	17	提供する障害福祉サービスの種類（重度障害者等包括支援の場合に限る。）
6	登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	18	委託提供する障害福祉サービスの種類並びに委託先の事業所の名称及び所在地（重度障害者等包括支援の場合に限る。）
7	建物の構造概要、平面図及び設備の概要	19	障害者支援施設等との連携及び支援体制の概要
8	管理者の氏名、経歴及び住所	20	連携する公共職業安定所その他の関係機関の名称
9	サービス提供責任者の氏名、経歴及び住所	21	事業の開始予定年月日
10	サービス管理責任者の氏名、経歴及び住所	22	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要
11	指定相談支援の提供に当たる者の氏名、経歴及び住所	23	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要
12	主たる対象者		

2 変更届（障がい児通所支援事業所等）

1	事業所（施設）の名称	8	事業所（施設）の平面図及び設備の概要
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所	9	事業所（施設）の管理者の氏名及び住所
3	事業者（設置者）の名称	10	事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所
4	主たる事務所の所在地	11	主たる対象者
5	代表者の氏名及び住所	12	運営規程
6	登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	13	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること		

3 給付費の算定及び取扱い

(1) 欠席時対応加算

【指摘項目】
相談援助の内容の記録が残っていない
欠席連絡のあった日が記録されていない
病欠の場合等、1回の欠席連絡に対し加算を複数算定している

(2) 送迎加算

【指摘項目】
送迎加算について、送迎を行った職員名、利用者名、送迎区間、送迎時間等の送迎記録簿を記載すること

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算等

【指摘項目】

福祉・介護職員処遇改善計画書が提出されていない

福祉・介護職員処遇改善加算（特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算除く）は直接支援員のみを対象とすること

(4) 福祉専門職員配置等加算

【指摘項目】

加算届提出後、職員配置が変更となり、加算要件を満たさなくなっている

(5) 延長支援加算

【指摘項目】

延長支援加算について、個別支援計画に支援の内容を記載すること

(6) 地域定着支援サービス費

【指摘項目】

【地域定着支援】

地域定着支援サービス費の緊急時支援費について、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨等を記録すること

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の遵守について

児童福祉施設（児童発達支援センター、障害児入所施設）については、いわゆる指定基準に加え、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」についても順守していただく必要があります。

児童福祉施設は毎年実地指導にお伺いすることとしておりますので、必ず「児童福祉施設の基準」についても改めて内容をご確認いただき、基準を満たすようお願いいたします。

※基準の内容は「島根県例規検索システム」または事業者ハンドブックからご確認いただけます

ご清聴ありがとうございました

R5年度集団指導

障害福祉サービス事業所等への周知事項

障がい福祉課指導給付係

令和6年度から義務化される取組み①

※令和3年度報酬改定の厚生労働省資料（抜粋）

感染症や災害への対応力強化

- 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

1 感染症対策の強化（全サービス）

- 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける  R6. 3. 31で経過措置終了し、R6. 4. 1から義務化

2 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける  R6. 3. 31で経過措置終了し、R6. 4. 1から義務化

令和6年度から義務化される取組み②

1 感染症対策の強化（全サービス対象）

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）の開催

Point

感染対策担当者の設定、おおむね6月に1回以上の開催、他の会議体と一体的に設置・運営も可

- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の作成

Point

平常時の対策：事業所内の衛生管理（環境整備等）、支援に係る感染対策（手洗い等）等

発生時の対策：発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関等との連携、連絡体制の整備等

→ 厚生労働省作成の「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」参照

- ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

Point

定期的な研修（年1回以上）の開催、研修の記録、訓練（シミュレーション）の定期的（年1回以上）の開催

令和6年度から義務化される取組み③

2 業務継続計画（BCP）の策定（全サービス対象）

業務継続計画とは・・・

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

①業務継続計画の策定

Point

「感染症」及び「災害」の2種類策定 → 一体的に策定することも可

②「感染症」に係る業務継続計画への記載内容

Point

- ・ 平常時からの備え（体制構築・整備、備蓄品の確保等）
- ・ 初期対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

③「災害」に係る業務継続計画への記載内容

Point

- ・ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、ライフラインが停止した場合の対応、必要品の備蓄）
- ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ・ 他施設及び地域との連携

令和6年度から義務化される取組み④

2 業務継続計画（BCP）の策定（全サービス対象）（続き）

④職員間の共有、理解の励行

Point

- ・ 職員間の情報共有、定期的な教育の開催（年1回以上）

⑤訓練（シミュレーション）の実施

Point

- ・ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、役割分担の確認
- ・ 感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的実施（年1回）

※④、⑤：感染症の業務継続計画に係る研修・訓練は、感染症の予防及びまん延防止の研修・訓練と一体的に実施することも可

障害者虐待防止に関する取組みの義務化

※令和3年報酬改定の厚生労働省資料（抜粋）

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への**研修**実施（**努力義務**）
- ② 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**努力義務**）

[見直し後]

- ① 従業者への**研修**実施（**義務化**） → 自治体等が実施する研修への参加でもOK
- ② 虐待防止のための対策を検討する**委員会**として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化（新規）**） → 法人単位でもOK
- ③ 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**義務化**）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

→ 今年度の実地指導において、「努力義務」のままの事業所も散見されたため、運営規程を変更の上、県に変更届出を提出すること

身体拘束等の適正化に関する取組みの義務化①

令和3年度の報酬改定において、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件を追加

【運営規程に追加する身体拘束等適正化に関する基準】

①身体拘束を行う場合の記録の整備

Point

記録する項目：その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、その他必要な事項

②身体拘束等の適正化のための委員会の開催

Point

虐待防止委員会と相互に関係することから、一体的に設置・運営することも可
少なくとも年1回は開催する必要がある → 「年度」単位ではなく「年」単位であることに留意

③身体拘束等の適正化のための指針の整備

Point

指針の項目：基本的考え方、組織、職員研修、発生時の報告方法、発生時の基本方針、指針の閲覧
その他必要な方針

④身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

Point

定期的な研修（年1回以上）の開催、研修の記録、虐待防止の研修と一体的な実施が可能

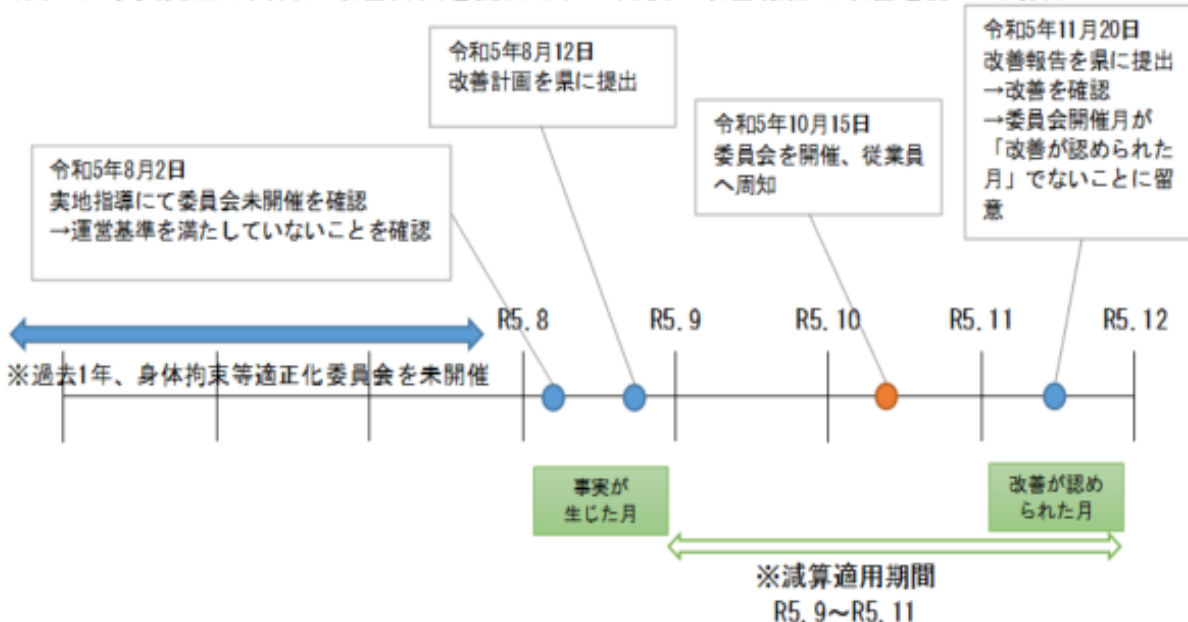
身体拘束等の適正化に関する取組みの義務化②

①～④の取組みを満たしていない場合に基本報酬を減算（身体拘束未実施減算 5単位/日）

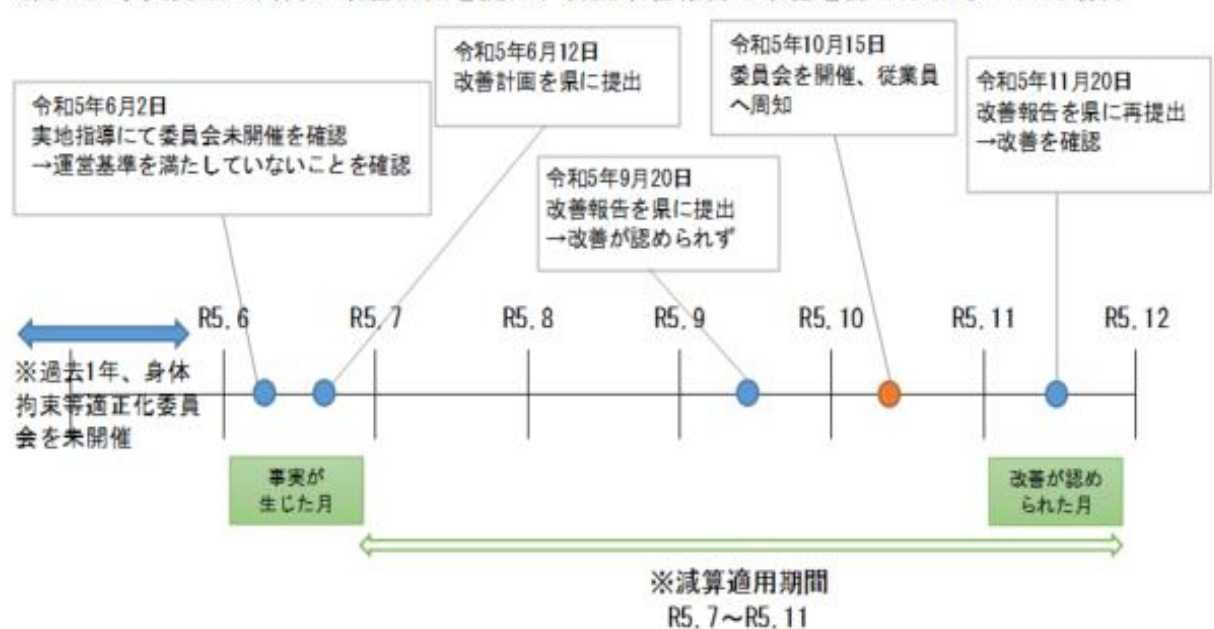
減算の考え方

- (1) 減算の適用開始月
 事実が生じた月の翌月
 → 実地指導等により基準を満たしていない事実が確認された月の翌月が減算の適用開始月となります。
- (2) 減算の適用終了月
 改善が認められた月
 → 基準を満たしていない事実が生じた場合、当課あてに速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に同計画に基づく改善報告を提出していただきます。当該改善報告により改善が認められた月が減算の終了月となります。

(例1) 事実発生の同月に改善計画を提出し、3月後の改善報告で改善を認めた場合



(例2) 事実発生の同月に改善計画を提出、初回改善報告で改善を認められなかった場合



グループホームにおける食材料費の取扱い

【背景】

今般、共同生活援助を運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について、報道がなされた。

R5. 10. 20付け厚生労働省通知（要約）

- ①事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残金を他の費目に流用することや事業者の収益とすることは、国の指定基準、県の条例違反となる。
- ②グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については、障害者虐待の防止、障害者の養護者に支援等に関する法律に規定する「経済的虐待」に該当する可能性がある（食材費のほか、光熱水費及び日用品費についても同様）。
- ③食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合は、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出すること。
- ④食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用時及びその変更時において利用者に説明、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合は適切に説明すること。

障害福祉等サービス情報公表システム①

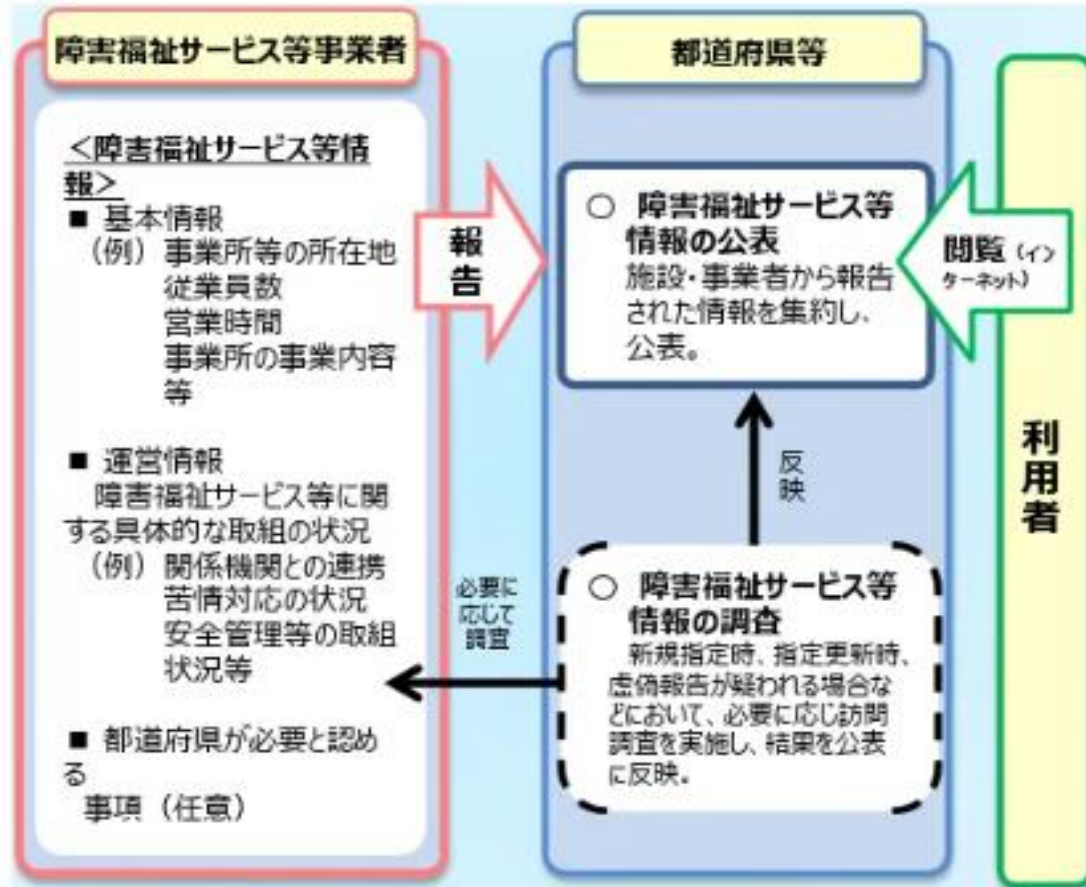
※厚生労働省資料より抜粋

障害福祉サービス等情報公表制度の概要 (論点1 参考資料①)

1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。(平成30年4月施行)。

【制度概要】



【HP画面】

障害福祉サービス等情報検索

検索から探す (都道府県別検索)

【事業所詳細情報】

東京都港区

〒100-0001 東京都港区新橋1-1-1

TEL 03-1234-5678

FAX 03-1234-0000

1234567890

東京都港区新橋1-1-1

障害福祉等サービス情報公表システム②

※厚生労働省資料より抜粋

現状・課題

- 障害福祉サービス等情報公表制度については、利用者の良質なサービスの選択に資すること等を目的として①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表するものとして、平成30年度に創設された。
- 一方、現状において、公表済み事業所は約8割程度（※）に留まっている状況であり、障害者部会報告書においても、「利用者への情報公表と災害発生時の迅速な情報共有を図るため、事業所情報の都道府県知事等への報告・公表をさらに促進する方法について検討すること」が記載されている。

（※）参考 障害福祉サービス等情報公表制度における公表率の推移（各年度3月末時点）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
70.1%	76.0%	81.2%	82.6%	83.6%

- また、事業所情報のうち、財務状況の公表が低調（全事業所の4割程度）となっており、財務状況の公表を徹底することや、医療、介護分野と同様に、経営情報のデータベース化の検討を速やかに進め、必要な措置を講じるべき、ということが指摘されている。

→ 全国平均83.6%に対し、島根県の登録率は82.6%となっており、全国平均より低い状況

→ 指定の更新の際に、情報公表に係る報告がされていない場合は減算が適用されるため、登録されていない事業所については、この機会に登録をお願いします。

【登録方法に関する問い合わせ先】 0852-22-5709

その他留意事項

居宅介護・重度訪問介護の休止届・廃止届について

- 新規指定の際に、居宅介護、重度訪問介護を同時に指定を受ける場合があるものの、利用者がゼロであったり、事業所の人員配置等の状況から実際は重度訪問介護を実施していない事業所あり
- こういった事業所は、県に「廃止届」や「廃止届」を提出しない限り、県障がい福祉課ホームページや情報公表システムに掲載されたままとなる。
- 一方、利用者や相談支援事業所は、当該ホームページを閲覧し、事業所に連絡する場合もあるが「現在サービス提供を行っていない」と断られるケースが出てきている。
- 今後、しばらく重度訪問介護を実施しない、もしくは廃業するような場合は、「休止届」、「廃止届」を提出すること

障害児通所支援事業所等への

周知事項

目次

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う改正事項について
 - I. 安全計画の策定等
 - II. 自動車を運行する場合の所在の確認
 - III. 自動車を運行する場合の安全装置の装備

1. 安全計画の策定等

【対象：障害児入所施設、障害児通所支援】

施行日：令和5年4月1日（令和6年3月31日まで努力義務とする経過措置あり）

（令和4年厚生労働省令第159号（令和4年11月30日公布））

1 障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

1. 安全計画の策定等

【対象：障害児入所施設、障害児通所支援】

施行日：令和5年4月1日（令和6年3月31日まで努力義務とする経過措置あり）

（令和4年厚生労働省令第159号（令和4年11月30日公布））

< 従業者への周知及び研修、訓練 >

2 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

1. 安全計画の策定等

【対象：障害児入所施設、障害児通所支援】

施行日：令和5年4月1日（令和6年3月31日まで努力義務とする経過措置あり）

（令和4年厚生労働省令第159号（令和4年11月30日公布））

< 保護者との連携及び周知 >

3 障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

1. 安全計画の策定等

【対象：障害児入所施設、障害児通所支援】

施行日：令和5年4月1日（令和6年3月31日まで努力義務とする経過措置あり）

（令和4年厚生労働省令第159号（令和4年11月30日公布））

<見直し及び変更>

4 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

II. 自動車を運行する場合の所在の確認

【対象：障害児入所施設、障害児通所支援】

施行日：令和5年4月1日

(令和4年厚生労働省令第175号(令和4年12月28日公布))

1 障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

III. 自動車を運行する場合の安全装置の装備

【対象：児童発達支援（センター含む）、放課後等デイサービス】

施行日：令和5年4月1日（安全装置の装備が困難な場合は、令和6年3月31日までは安全装置を備えないことができる。ただし代替措置によって所在の確認を行うこと。）

<代替措置の例> 運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に児童の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、児童が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

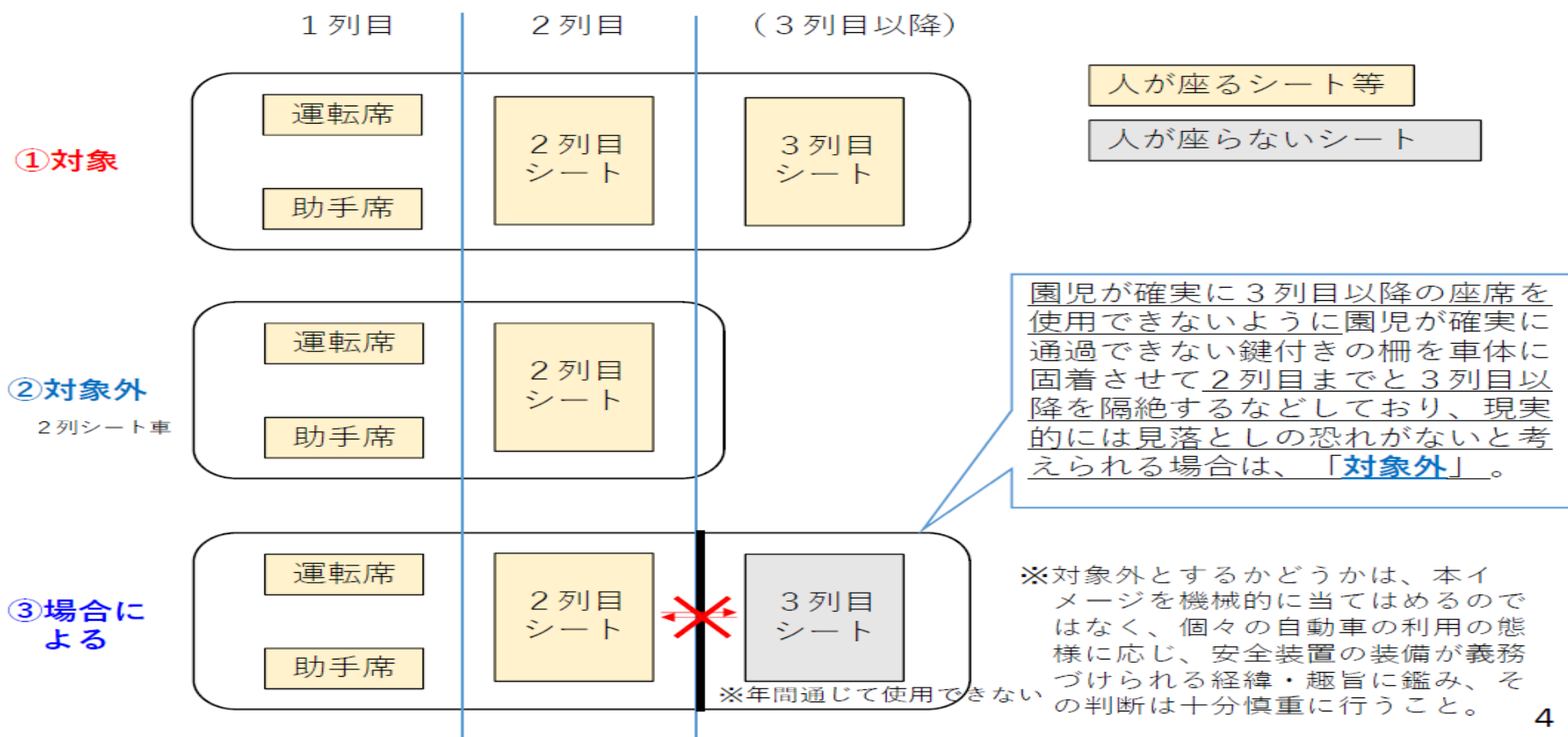
（令和4年厚生労働省令第175号（令和4年12月28日公布））

2 障害児の送迎を目的とした自動車（※）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（※運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）

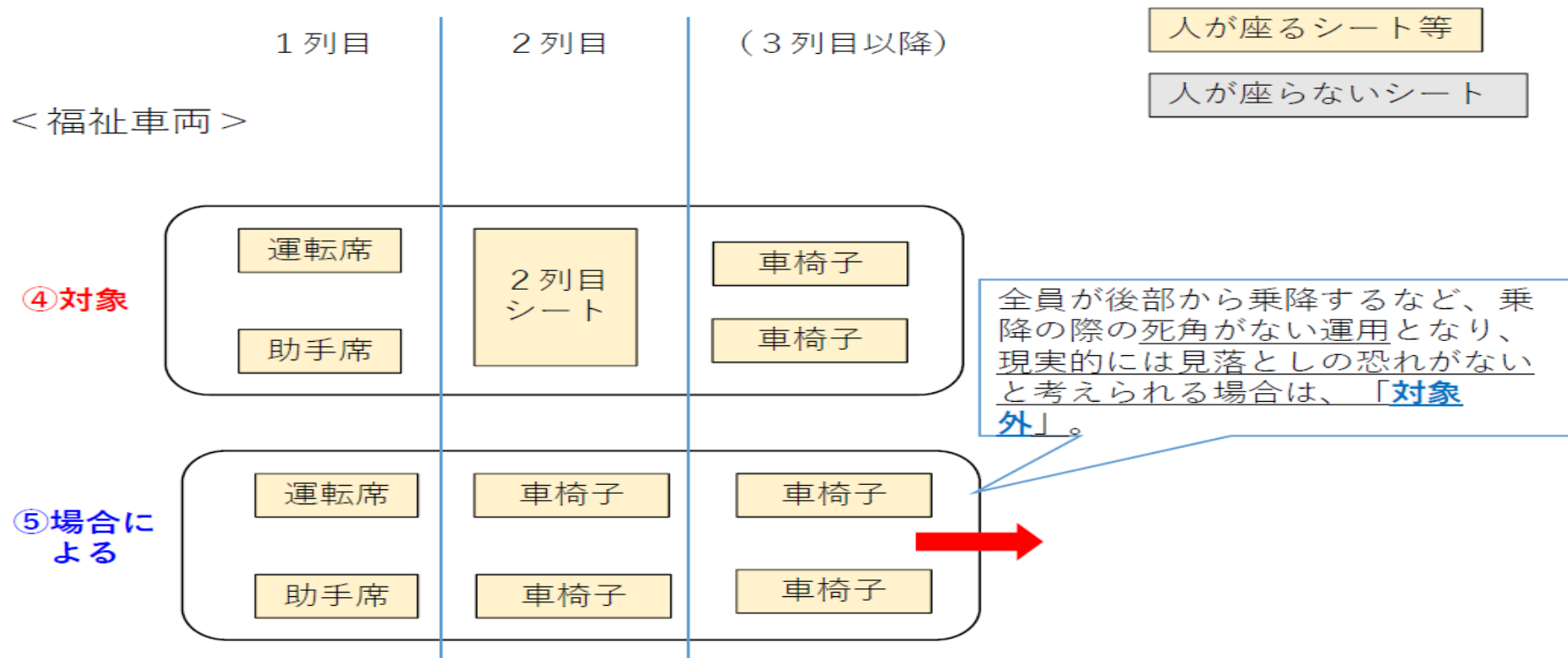
Ⅲ. 自動車を運行する場合の安全装置の装備

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



III. 自動車を運行する場合の安全装置の装備

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

【連絡先について】

●下記のとおり（令和5年度より係制に変更）

< 県東部及び隠岐郡に所在する事業所 >

島根県健康福祉部障がい福祉課 指導給付係

〒690-8501 松江市殿町1番地

[TEL:0852-22-5327](tel:0852-22-5327) FAX:0852-22-6687

< 県西部に所在する事業所 >

島根県健康福祉部地域福祉課 石見指導監査室

〒697-0041 浜田市片庭町254番地

[TEL:0855-29-5645](tel:0855-29-5645) FAX:0852-29-5547

ご清聴ありがとうございました。

令和5年度集団指導・障がい福祉関係事業者説明会資料

サービス管理責任者研修等の改正事項について

【サービス管理責任者等指導者養成研修資料より一部抜粋】

目次

- ① サービス管理責任者等研修の制度改正について
- ② H30年度以前に受講された方の経過措置の廃止
- ③ 更新研修のカリキュラム追加について

※令和6年度より追加(2日間)

①サービス管理責任者等研修の制度改革について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修**、**実践研修**、**更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件**を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は今年度末(R5年度)までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(専門コース別研修の実地時期は未定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講後において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。

～H30

サービス管理責任者
実務要件

児童発達支援管理
責任者実務要件

相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を受講(11.5h)

サービス管理責任者等研修共通
講義及び分野別演習を受講(19h)

サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

改定後

【一部緩和】
サービス管理責任者
実務要件

児童発達支援管理
責任者実務要件
※ 実務要件に2年満たない
段階から、基礎研修の受講可

【改定】基礎研修
相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を受講(11h)

サービス管理責任者等研修**(統一)**
研修講義・演習を受講(15h)

OJT
一部業務
可能

【新規創設】
サービス
管理責任者等
実践研修
(14.5h)

サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

【新規創設】
サービス
管理責任者等
更新研修
(6h程度)
※5年毎に受講

【新規創設】 専門コース別研修(任意研修)

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験^①(OJT)**については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」**の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

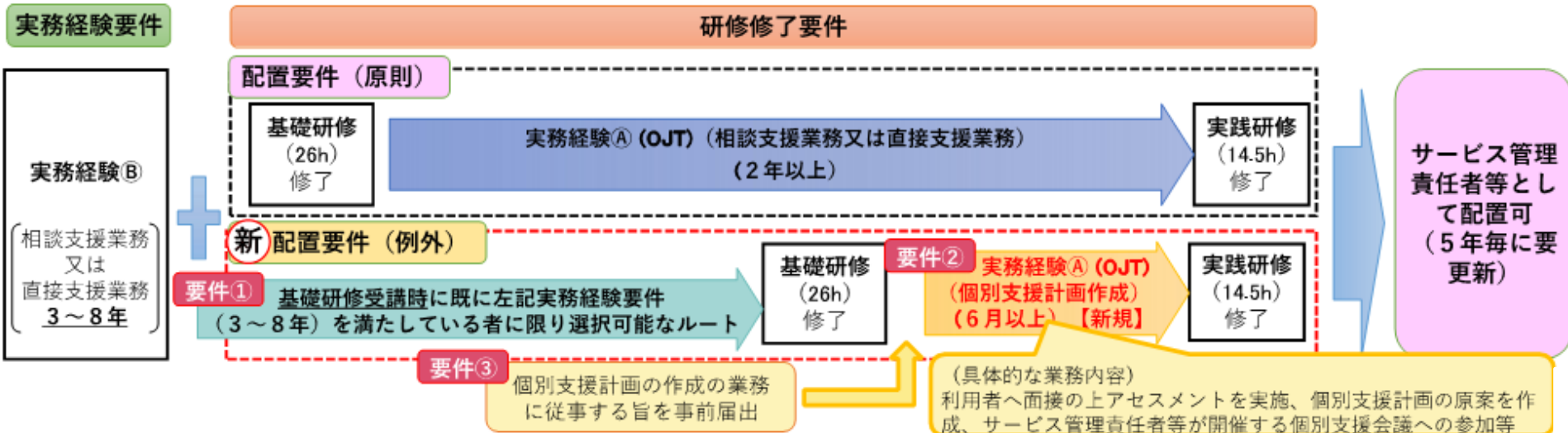
① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件^②**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所**において、サービス管理責任者等とみなして従事し、**個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。



個別支援計画の作成の業務に関する届出書

島根県知事 様

年 月 日

届出者
所在地
名称
代表者

下記の者が、次のとおり個別支援計画の作成の業務に従事することについて届け出ます。

氏名	(生年月日 年 月 日)
現住所	
基礎研修修了年月日	年 月 日
施設又は事業所名	サービス種別 ()
個別支援計画の作成期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 月間)
うち個別支援計画の作成の業務に従事する日数	日
うち個別支援計画を作成する回数	回
個別支援計画の作成の業務内容 ※右記業務についてチェックを入れること	<input type="checkbox"/> ①利用者について面接した上でアセスメントを行う。 <input type="checkbox"/> ②アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画原案を作成する。 <input type="checkbox"/> ③個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。 <input type="checkbox"/> ④個別支援計画原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で、個別支援計画を利用者に交付する。 <input type="checkbox"/> ⑤定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を行う(少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。)。

(注) 1. 個別支援計画の作成期間の欄には、個別支援計画作成の業務に従事する期間を記入すること(産休・育休、療養のための休暇期間、長期研修等により不在の期間は算入不可)。

2. 本届出書のほかに、経歴書(参考様式3)、実務経験証明書(参考様式4)、サービス管理責任者基礎研修修了証(写し)、相談支援従事者初任者研修修了証(写し)及び勤務形態一覧表(参考様式7)を提出すること。

3. 個別支援計画を作成する回数については、少なくとも概ね計10回以上行うことを基本とする。

※「個別支援計画の作成の業務」とは、利用者へのアセスメントの実施、個別支援計画の原案の作成、個別支援会議への参加等の一連の業務のことをいう。

本届出書は、島根県ホームページに掲載しています。

【掲載先】

トップ / 医療・福祉 / 福祉 / 障がい者福祉 / 事業者向け / 7 - 2サービス管理責任者等に係る改正関係

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/>

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
(ただしOJT期間は2年以上必要)

はい

上記実務経験が
基礎研修受講日時点で既にある

いいえ

OJT期間は2年以上必要
(内容は相談支援又は直接支援の業務で可)

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要

はい

事前に!!

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出を行っている

いいえ

業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能!

②H30年度以前に受講された方の経過措置の廃止

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

① 現行研修受講済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系)受講

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(H35年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※5年毎に受講

② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※R元～R3の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

入職

＜実務経験＞
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務
※基礎研修受講後に実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

入職

＜受講対象＞
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

①旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者について

今年度で終了

サービス管理責任者等研修
(旧体系) 修了

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※初回の更新研修修了年度の翌年度から5年間に1度毎修了の必要

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について
※H31(R1)年度～R3年度の基礎研修受講者に限る

終了

＜配置に関する実務経験要件＞
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了日後3年間は、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務
※基礎研修修了後に配置に関する
実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度の
翌年度から5年間の
間に1度毎修了の必要

配置時の取扱いの緩和等について

入職

＜受講対象＞
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

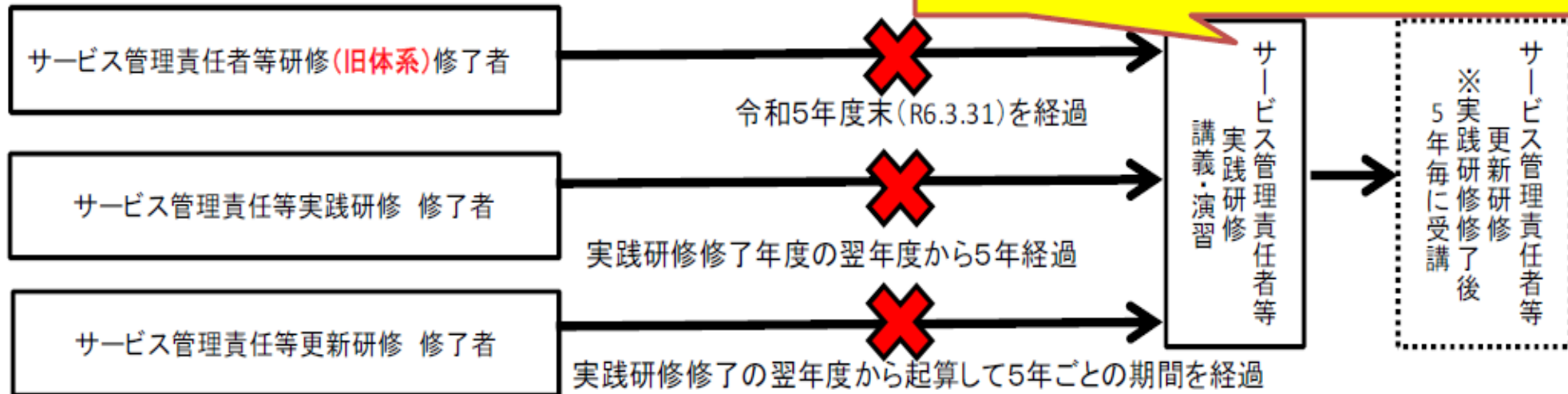
- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、**2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。**
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度の
翌年度から5年間の
間に1度毎修了の必要

③期間内に更新研修を修了しなかった(失効)者について



※旧カリキュラムを修了した方で令和5年度までに更新研修を修了していない方は実践研修の対象者として以下に該当します。

「サービス管理責任者告示または児童発達支援管理責任者告示に定める期間内にサービス管理責任者等更新研修の修了者とならなかったもの。(相談支援の業務又は直接支援の業務の従事者であることを要しない)」

サービス管理責任者実践研修・ 児童発達支援管理責任者実践研修について

受講要件(①から④のいずれかに該当し、かつ⑤に該当する方)

- ①サービス管理責任者等基礎研修を修了後、実践研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上、相談支援業務または直接支援業務に従事した者。
- ②基礎研修受講開始日においてサービス管理責任者告示(注1)第1号イの(1)に規定する実務経験者であって、基礎研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了後、実践研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算して6月以上、個別支援計画作成の業務に従事した者(個別支援計画作成の業務に従事することについて、指定権者に届出を行っている者に限る)。
- ③平成31年4月1日において改正前のサービス管理責任者告示(注1)第1号イの(1)から(5)までのいずれかの規定に該当するものまたは児童発達支援管理責任者告示(注2)第2号の規定に該当するものであって、同日以後に相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者となったもの
- ④サービス管理責任者告示または児童発達支援管理責任者告示に定める期間内にサービス管理責任者等更新研修の修了者とならなかったもの。(相談支援の業務又は直接支援の業務の従事者であることを要しない)
- ⑤サービス管理責任者または児童発達管理責任者として従事しているまたは従事予定の方

(注1)サービス管理責任者告示・・・平成18年厚生労働省告示第544号

(注2)児童発達支援管理責任者告示・・・平成24年厚生労働省告示第230号

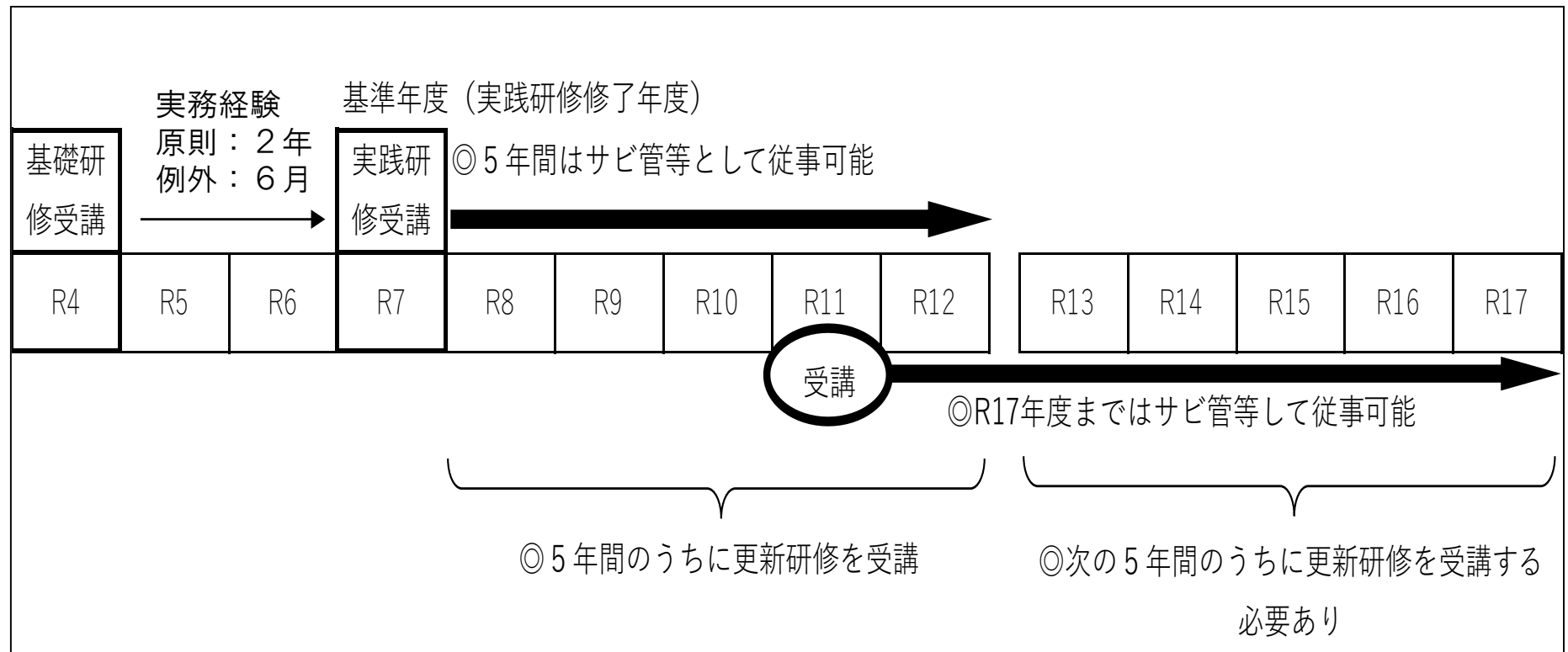
サービス管理責任者更新研修・ 児童発達支援管理責任者更新研修について

受講要件(①または②に該当し、かつ③に該当する方)

- ①現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者または相談支援専門員として従事している方。
- ②過去5年間に通算2年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者または相談支援専門員の実務経験がある方。
- ③サービス管理責任者または児童発達管理責任者として従事しているまたは従事予定の方

サビ管等資格の有効期限について

【令和4年度に基礎研修を修了し、令和7年度に実践研修を修了し、令和11年度に更新研修を受講した場合】



③更新研修のカリキュラム追加について

※令和6年度より追加(2日間)

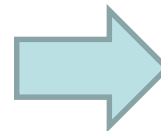
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

基礎研修(うち相談支援従事者初任者研修講義部分)		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

基礎研修(うち研修講義、演習部分)(改正後)		時間数
講義	1 サービス管理責任者の役割に関する講義	4.5h
	2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	5.5h
演習	3 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h



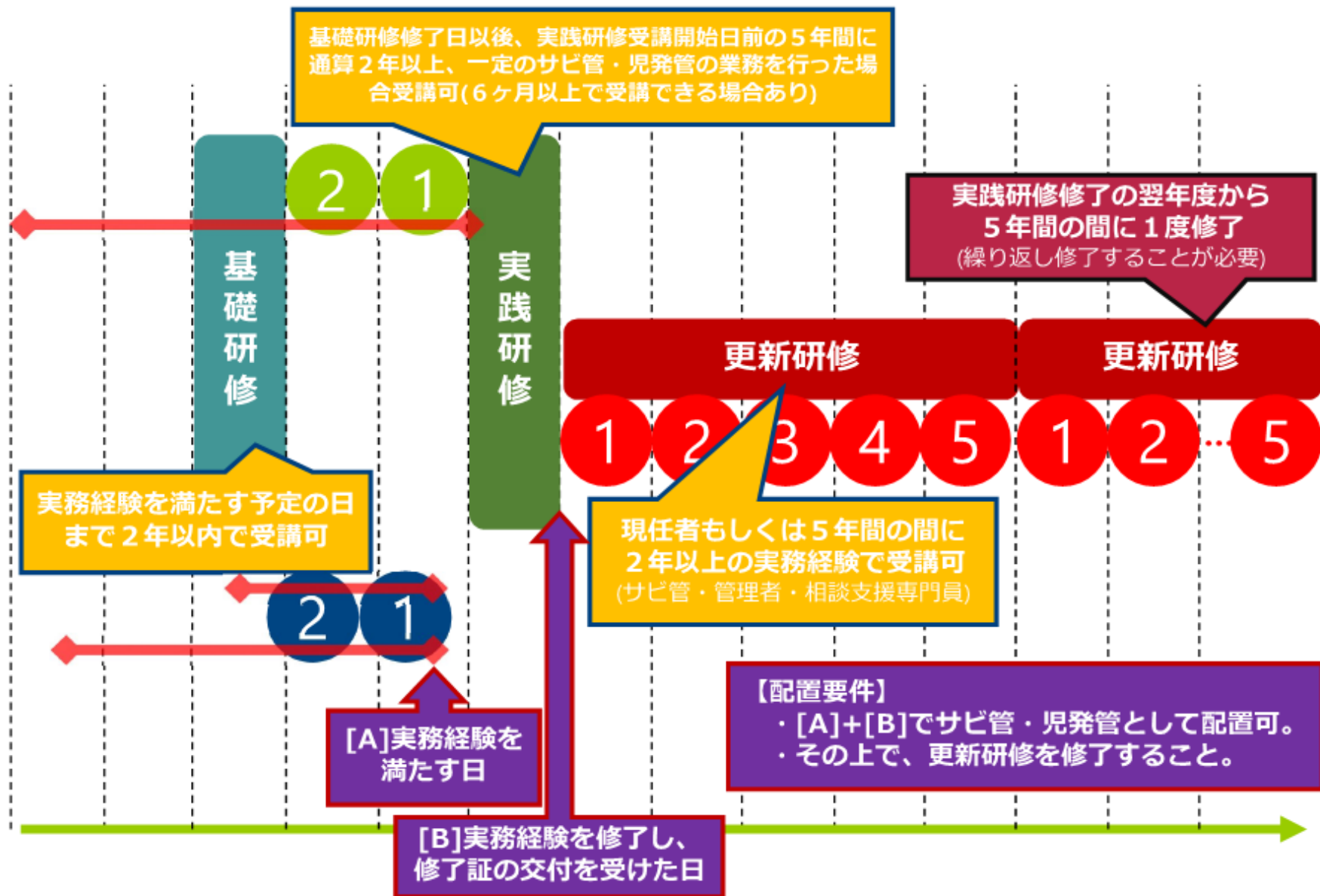
実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	7h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5h
	4 他職種及び地域連携に関する講義及び演習	6h
合計		14.5h



更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

※ 令和5年度までは1及び2のみの実施でも可とする

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



令和6年度障がい福祉関係研修 一覧

NO.	研修名	対象者	時期	会場	定員	目的
1	同行援護従業者養成研修（一般研修課程）	同行援護サービスに従事する者（または予定者）	前期：5/22～23 後期：5/27～28	いきいきプラザ 島根、県民会館	28名	同行援護サービスを提供する際に必要とされる知識・技術等の修得を図る。 ※盲ろう者向け通訳介助員が同行援護従事者養成研修一般課程の修了者とみなされる経過措置は令和8年度末までです。
			前期：6/17～18 後期：6/24～25	いわみーる	20名	
2	同行援護従業者養成研修（応用研修課程）	同行援護従業者養成研修（一般研修課程）修了者	9/24～25	くにびきメッセ	未定	同行援護従業者養成研修（一般研修課程）において修得した知識・技術を深めるとともに、特に障がい及び疾病の理解や場面別における技能等を修得する。
3	強度行動障害支援者養成研修（基本研修）	障害福祉サービス事業所等で知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する者、又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関の医療従事者	未定			行動障がいを有する者のうち、生活環境への著しい不応講堂を頻回に示すいわゆる「強度行動障がい」を有する者に対し、適切な支援を行う支援者の養成を図る。
4	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	障害福祉サービス事業所等で知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する者で強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関の医療従事者	未定			行動障がいを有する者のうち、生活環境への著しい不応講堂を頻回に示すいわゆる「強度行動障がい」を有する者に対し、適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を図る。
5	重度訪問介護従業者養成研修	居宅介護従業者として従事した経験を有する者	6/26～28	松江	未定	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を修得する。
6	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修	研修を受講するための実務経験を満たす者	未定	松江	未定	障害者総合支援法及び児童福祉法の適切な運営に質するため、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図る。
			未定	浜田	未定	
7	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修	基礎研修を修了し後、研修開始日5年間に通算して2年以上、相談支援業務または直接支援業務に従事した者（特例制度あり）	未定			障害者総合支援法及び児童福祉法の適切な運営に質するため、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図る。
8	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修	サービス管理責任者・児童発達管理責任者基礎研修修了者で実務経験のある者	未定			障害者総合支援法及び児童福祉法の適切な運営に質するため、一定の実務経験をもつサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対して、必要に応じて専門知識及び技能の修得を図ることにより、職に従事している者の資質向上を図る。
9	サービス管理責任者・児童発達管理責任者現任者研修（フォローアップ）	サービス管理責任者・児童発達管理責任者として業務に従事してしている者	未定			サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事している者の資質向上を図る。
10	障がい者（児）ホームヘルパーフォローアップ研修（基礎課程）	障がい者（児）ホームヘルプサービス事業所に勤務するホームヘルパー、 障害福祉サービス事業所に勤務する支援員等	未定			増大かつ多様化する障がい者のニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、従業者の知識・技術の向上を図る。 （基礎課程）権利擁護の視点・意思決定支援、さまざまなコミュニケーション手法について学ぶ
11	障がい者（児）ホームヘルパーフォローアップ研修（視覚障がい課程）	同行援護従業者養成研修（一般研修課程）修了者	未定			（視覚障がい課程）視覚障がいのある方への対応について、実践を通して学ぶ
12	障がい者（児）ホームヘルパーフォローアップ研修（精神障がい課程）	障がい者（児）ホームヘルプサービス事業所に勤務するホームヘルパー	未定			（精神障がい課程）精神疾患の基礎知識を深め、ホームヘルプサービスの配慮点等について学ぶ
13	障がい者（児）ホームヘルパーフォローアップ研修（重症心身障がい課程）	障がい者（児）ホームヘルプサービス事業所に勤務するホームヘルパー	未定			（重症心身障がい課程）重症心身障害児（者）の理解と家族の思いについて、実践を通して学ぶ
14	障がい者（児）ホームヘルパーフォローアップ研修（サービス提供責任者課程）	ホームヘルプサービス事業所のサービス提供責任者	未定			（サービス提供責任者課程）サービス等利用計画と個別支援計画の連動について学ぶ

令和6年度障がい福祉関係研修 一覧

NO.	研修名	対象者	時期	会場	定員	目的
15	相談支援従事者初任者研修	指定相談支援事業所において相談支援専門員等になろうとする者	前期：6月頭～7月下旬	e-ラーニング	150名	地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ適切な利用支援援助技術の修得及び相談支援事業従事者の資質向上を図る。
			中期：R6.7.29～30 後期①：R6.8.30 後期②：R6.9.26～27	朱鷺会館	54名	
16	相談支援従事者現任研修	相談支援従事者初任者研修修了者で実務従事者	前期1日目：9月下旬～10月上旬（e-ラーニング） 前期2日目：R6.10.29 中期：R6.11.29 後期：R6.12.19	朱鷺会館	60名	地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ適切な利用支援援助技術の修得及び相談支援事業従事者の資質向上を図る。
17	主任相談支援専門員養成研修	相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有し、相談支援に関し指導的役割を担う者であって、研修修了後相談支援従事者研修の企画運営、講師等として協力ができる者	未開催 (R6年度は養成研修ではなくフォローアップ研修を開催予定です)			地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービス利用支援援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について習得すると共に、地域課題の協議や相談支援従事者への助言・指導など地域の相談支援体制において中核的な役割を果たす相談支援専門員を養成する。
18	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための基本研修（特定の者対象）	介護職員等（介護福祉士を含む。）のうち特定の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者	未定			平成24年4月1日から介護職員等による喀痰吸引等が制度化されたことを受け、利用者の居宅等において、必要なケアがより安全に提供されるよう、適切に喀痰吸引等の行為を行うことができる介護職員等の養成を図る。
19	障がい者虐待防止・権利擁護研修	事業所等の設置者、管理者、サービス管理責任者等、従事者、相談支援専門員及び行政機関職員	2月頃	未定	未定	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等、障害者虐待防止法の円滑な施行を図るため、障がい者福祉施設等の管理者や従事者等の理解を深めるとともに、市町村障がい者虐待防止担当職員等の専門性の強化を図る。
20	相談支援従事者専門コース別研修「ファシリテーター養成研修」	主任相談支援専門員、各圏域単位での研修実施や人材育成の取り組みのリーダー役となる相談支援専門員	R6.7.4～5 R6.12.20	出雲合同庁舎	50名	ファシリテーターとしてのスキルを習得することにより、県内及び各圏域内等の相談支援従事者研修の充実を図る。
21	相談支援従事者専門コース別研修「グループスーパービジョン研修」	主任相談支援専門員、各圏域単位での研修実施や人材育成の取り組みのリーダー役となる相談支援専門員	R6.9.3～4	出雲合同庁舎	24名	スーパービジョン(グループスーパービジョン)の実践に必要なスキルを習得することにより、県内及び各圏域内等の相談支援従事者研修及び人材育成体制の充実を図る。
22	主任相談支援専門員フォローアップ研修	主任相談支援専門員	未定			主任相談支援専門員の地域での実践の振り返りと共有及び相談支援スキルを向上させることで、地域の相談支援体制の充実強化を図る。
23	障害支援区分認定調査員研修	市町村職員、及び事業所の職員であって市町村が推薦する者	未定			全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障がい者給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員等に対する研修を実施する。
24	市町村審査会委員研修	市町村長が任命した市町村審査会委員またはその予定者として市町村長があらかじめ通知した者	未定			市町村審査会委員及び市町村審査会委員に委嘱されることが予定される者の障害支援区分認定における客観的かつ公平・公正な審査判定等を実施するために必要な知識、技能の習得及び向上を図る
25	医療的ケア児等コーディネーター養成研修	相談支援専門員、保健師、訪問看護師等地域においてコーディネーターの役割を担う予定のある者	未定			医療的ケア等に関する専門知識・支援スキルの向上を図り、医療的ケア児等の支援を総合調整する者（医療的ケア児等コーディネーター）を養成する。

※No.1～16の研修は島根県福祉人材センターへ委託しているため、研修に関する問合せは島根県福祉人材センターへお願いします。